

報道機関 各位

記者発表資料
平成20年1月17日(木)
問い合わせ先：改革推進室
担当：大熊、佐野
電話：829-1108
内線：2495

平成20年度組織改正(案)について

平成20年度組織改正では、市民の誰もが住むことを誇りに思える「理想都市さいたま市」の実現に向け、重要政策事業に的確かつ重点的に対応していく推進体制の整備を図る。

また、市民にわかりやすく利用しやすい組織とするとともに、これまでと同様に簡素で効率的な組織体制とすることを目指し、組織改正を行う。

主な組織改正

1. 環境行政、経済行政の施策推進体制の整備

「環境経済局」の機能を分割して「環境局」と「経済局」を設置し、組織体制の充実強化を図る。

(1) 環境問題に対する効果的な体制の整備

① 「環境局」に「環境共生部」と「施設部」の設置

さいたま市環境基本計画に位置づけられている様々な施策の推進を図るとともに、ごみの適正処理のため各種政策の立案から実行を担う「環境共生部」と、各焼却施設の適正管理や焼却灰の適正処理、新たな焼却施設の建設を担う「施設部」を「環境局」内に設置し、より効率的かつ効果的な組織体制とする。

② 「環境管理事務所」の廃止

産業廃棄物の不適正処理への初期対応や大気、水質の規制、指導などを行っている「環境管理事務所」を廃止し、「産業廃棄物指導課」や「環境対策課」に業務を統合する。これにより、産業廃棄物の不適正処理などに対する監視体制を強化し、大気、水質に関する政策立案から規制までを一元化した効率的な体制とする。

(2) 経済局内再編による体制整備

「経済局」に「経済部」及び新たに「観光政策室」(部相当)を設置し、以下の再編を行う。

① 観光政策推進体制の強化(部相当の「観光政策室」の設置)

観光振興ビジョンの実現に向けた各種事業の実施を図るとともに、国際会議観光都市の認定を受けたことに伴う国際コンベンションの誘致を推進するため、経

済政策課の課内室「観光政策室」を経済局の部組織「観光政策室」とし、体制の強化を図る。

② 地域商工業振興の充実(「商工振興課」の設置)

商店街活性化や商工見本市開催等の地域商工業全体の振興に関する業務などを担う「商工振興課」を設置し、地域ニーズに応じた迅速な地域商工業振興策の充実を図る。

③ 総合的な企業支援体制の整備(「産業展開推進課」の機能強化)

企業誘致を中心とした施策展開を実施してきた「産業展開推進課」に、「経済政策課」や「労政経済課」が担ってきた中小企業や創業者向け支援の機能を一体化させることにより、個々の企業等を対象とした総合的な支援や対外的な産業優位性のPR等を行う専門組織に発展させる。

④ 都市農業の振興と農業環境整備の迅速対応(「農政課」の分課)

旧岩槻市との合併に伴い、農業振興地域が拡大した中、農地の土地利用について長期的視点に立った対応を図るとともに、農業基盤施設の整備や既存施設の改修等に迅速に対応するため、「農政課」を分課して「農業環境整備課」を設置するとともに、農業振興に係るソフト事業の推進を図る「農業政策課」を設置する。

2. 入札制度の総合的な企画立案体制の強化

平成19年10月に設置した「入札企画室」(課相当)を「入札企画課」とし、建設局から「技術管理課」を移管させ、政策局内に「入札企画部」を設置する。

これにより、入札制度の更なる改革を進めるとともに、積算から発注・契約までの仕組みを総合的に企画立案する体制とする。

3. 重要政策事業の的確かつ重点的な対応

(1) 新クリーンセンターの建設に向けた推進体制の整備

新クリーンセンターの建設に向け、その関連業務などに特化した「新クリーンセンター建設準備室」を環境局施設部内に設置する。

(2) 国際化推進体制の整備

市民局生活文化部「国際課」を政策局政策企画部に移管し、国際会議の誘致、開催などに対する全庁的な政策立案機能や調整機能の充実を図り、国際化推進の体制を整備する。

(3) 盆栽関連施設等の建設に向けた推進体制の整備

盆栽関連施設や(仮称)岩槻人形会館の建設にかかる業務を積極的に推進し、関係機関などとの十分な調整や対応を行うため、市民局生活文化部「文化振興課」の課内室として「文化施設建設準備室」を設置する。

(4) サッカーミュージアムの整備に向けた推進体制の整備

さいたま新都心第8-1A街区整備の市導入機能としてサッカーミュージアムの整備を進めるため、政策局政策企画部「スポーツ企画課」の課内室として「サッカーミュージアム準備室」を設置する。

4. 市民にとってわかりやすい組織の見直し

(1) 営業所関係業務の再編

水道局電話受付センターの機能充実にあわせ、営業所関係業務を再編し、お客様サービスを強化するとともに、簡素で効率的な組織とするため、水道局業務部「営業管理課」を「営業課」とし、「浦和営業所」「大宮営業所」を「南部水道営業所」「北部水道営業所」に名称を変更し、岩槻水道事務所は廃止する。

(2) 給水装置に関する業務の再編

給水装置（給水管や蛇口、メーターなど）に関する業務を再編し、給水装置の維持管理に関する業務を行う「給水装置課」を設置し、営業管理課課内室の「給水対策室」を廃止することにより、効率的な組織体制とする。

(3) 「水道計画課」への名称変更

施設課（水道事業の基本計画などを担当する。）の名称は、市民にとって業務内容などがわかりにくいため、「施設課」を「水道計画課」に名称変更する。

5. 新設の施設や廃止となる組織など

(1) 新設の施設

平成20年5月に北区の拠点となる「北図書館」をプラザノースに設置する。

(2) その他廃止となる課組織

- ① プラザノースの開設に伴い、市民局生活文化部「大宮北部地域複合施設建設準備室」を廃止する。
- ② 環境経済局経済部「労政経済課」を廃止し、労働行政を「経済政策課」に、中小企業資金融資業務を「産業展開推進課」に移管する。
- ③ さいたま新都心第8-1A街区整備にかかる業務を「サッカーミュージアム準備室」に移管することに伴い、都市局都心整備部計画管理課「新都心まちづくり室」を廃止する。

(3) 指定管理者制度が導入される施設(指定管理者に業務移管)

しらさぎ荘、南郷荘、見沼ヘルシーランド、プラザウエスト、南浦和コミュニティセンター、コミュニティセンターいわつき、岩槻駅東口コミュニティセンター、ふれあいプラザいわつき、老人の家ふれあいプラザに指定管理者制度を導入し、行政組織から除く。（新規施設プラザノースは平成20年5月から導入）

(4) 廃止となる施設

南郷ふるさとの家は平成20年3月31日に廃止する。

改正組織図 … 別添